

外国人住民とともに暮らす 香川づくりのための基本的考え方

1 基本理念

本計画の考え方を明確にするための基本理念は次のとおりです。

外国人住民と日本人住民が、互いの文化や生活習慣などを尊重し、ともに
いきいきと安全・安心で豊かな生活を営み、地域で活躍できる香川づくり

基本理念の趣旨

これまで、本県では、県や市町、国際交流協会、国際交流団体などが中心となって、国際交流、国際協力、地域における多文化共生に関する事業を推進してきました。

国際交流事業の主なものとしては、県、市町、教育機関、各種の団体などが実施している外国との友好交流提携、多くの国際交流協会や国際交流団体が中心となって実施している県内在住外国人との交流事業などが挙げられます。

また、国際協力事業の主なものとしては、ラオスやカンボジアなど特定の国に対する民間団体の支援活動や、独立行政法人国際協力機構四国センター（JICA四国）を中心とした官民挙げた幅広い開発途上国への支援などがあります。

さらに、地域における多文化共生事業の主なものとしては、多言語での生活情報の提供や日本語習得機会の提供、外国人住民と日本人住民との相互理解を促進するための交流事業などが挙げられます。

近年は、本県においてもアジア諸国からの技能実習生が増加傾向にあり、技能実習生数が在留外国人数の半数近くを占めていますが、技能実習生と地域社会のさらなる交流を望む意見もあります。

一方、外国人住民の滞在の長期化の傾向がみられ、自治会やPTAなど地域の活動の場でも、外国人住民と何らかの関わりを持つことが日常的になりました。外国人住民アンケート調査や県政モニター調査でもあるように、外国人住民が「ゴミの出し方」や生活習慣の相違などによるトラブルに直面することがあります。また、日本語能力が十分でない外国人住民が労働、医療、福祉、教育など生活の上で重要となる分野で困難に遭遇することがあります。

しかし、支援施策を講じることにより、このような困難を少なくしていくことは可能であり、また、外国人住民と日本人住民の双方がお互いを理解し合えるような場を少しでも多くしていくことによって、トラブルなどを少なくするのみならず、両者がともに地域の活性化に寄与する社会を作ることができます。

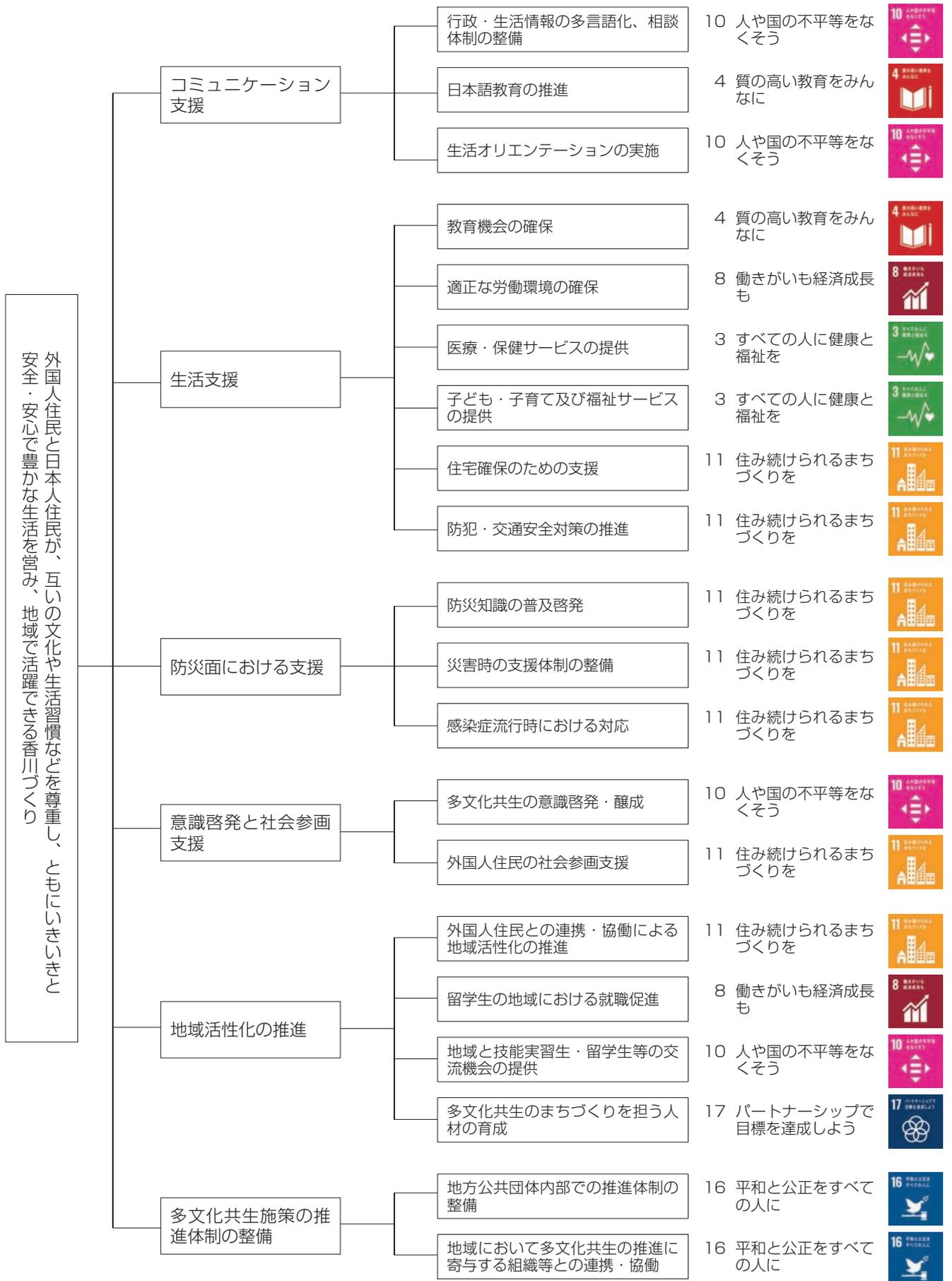
そして、外国人住民と日本人住民がともに安心して暮らせる香川県にしていくためには、お互いが相手の立場を尊重しながら対等で友好的な関係を築き、同じ地域に住む住民としてともに助け合いながら生活していくという姿勢が重要です。

一方、増加を続ける外国人住民は、今後の地域社会を日本人住民とともに支える平等で重要な担い手となることが期待されています。

このようなことから、本プランでは、「かがわ多文化共生推進プラン（仮称）」策定委員会での意見や外国人住民アンケート、県政モニター調査などの結果を踏まえながら「外国人住民と日本人住民が、互いの文化や生活習慣などを尊重し、ともにいきいきと安全・安心で豊かな生活を営み、地域で活躍できる香川づくり」を基本理念とし、施策の基本的な考え方を定めています。

基本理念実現のための施策体系

関連するSDGsの17の国際目標の主なもの



SDGsとの関係

SDGs (Sustainable Development Goals) は、平成27 (2015) 年9月、国連サミットにおいて採択された、令和12 (2030) 年までに達成すべき国際社会全体の開発目標で、貧困の解消やジェンダー平等の実現など、17のゴールと169のターゲットで構成されており、「誰一人取り残さない」ことを理念に、経済、社会、環境の三側面を不可分のものとして調和させ、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現をめざすこととされています。

SDGsの理念や目標は、本プランで多文化共生社会の実現をめざし取り組む各施策と方向性を同じくするものです。



2 施策の基本的な考え方

(1) コミュニケーション支援のための考え方

近年、県内における外国人住民数が増加していることから、教育や医療、福祉などさまざまな分野で外国人住民への対応が求められており、支援する側においても実際のニーズに即応できる専門知識が求められるようになっていきます。

このため、日本語や日本社会の習慣などについての知識や理解が十分でない外国人住民が安心して生活できるよう、行政機関や各種団体、企業などが連携しながら多言語による情報の提供、日本語や日本の社会に関する知識の習得など、外国人住民のコミュニケーション支援に取り組んでいく必要があります。

①行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備

日本語を母語としない外国人住民が、本県で安心して生活していくためには、さまざまな媒体を通じて生活情報を多言語で提供することに加え、やさしい日本語※1を広く活用することが必要になってきます。

外国人住民が生活していくうえで最も重要な情報は、在住する市町での育児や教育、保健、あるいはゴミの出し方などの生活・行政サービス情報です。

そのため県、市町、国際交流協会では、必要な情報を多言語で記載した生活ガイドブックの配布やホームページの多言語化を実施していますが、今後は、これらの内容をさらに充実していくとともに、県下の全市町が同様のサービスを提供できるよう県が一定の役割を果たしながら支援していくことも重要です。

そして、官公庁窓口、医療機関、公共交通機関などにおいて、外国人住民が多言語で情報を得やすくするとともに、確実に取得できるような情報発信についての工夫が必要です。これらは行政機関が、企業や関係団体などと協力し、取り組まなければなりません。

特に、災害発生時などの緊急時には、外国語での情報提供が遅れることも予想されますので、大規模災害発生時に設置される香川県災害時多言語支援センターによる円滑な支援、避難所に指定された場所に常備している外国語表示シート※2などの活用や、できるだけやさしい日本語を使用して情報提供することなどが求められます。

あわせて、外国人住民の多くが主な情報入手手段としているホームページやSNSを利用した情報発信については、媒体を拡充していくとともに、新たなデジタル技術の活用が必要になります。

また、外国人住民が本県で生活していくうえで生じるさまざまな問題について気軽に相談できるかがわ外国人相談支援センターの利用を促進し、外国人住民のサポート体制の充実に努める必要があります。

※1 普通の日本語よりも簡単で外国人にもわかりやすい日本語のこと。最近では、英語や中国語といった外国語以外にも、やさしい日本語を多言語の一つとしてとらえる場合もある。

例：「避難所」→避難所<みんな<逃げる<ところ>、「余震」→余震<後<来る地震>

※2 外国人住民に対する円滑な情報提供を支援することを目的として、避難所などで使用する言葉・情報（メッセージ）を多言語で翻訳した文例集のこと。

<多言語表示シート>

(例) 避難所で炊き出しの時間を告知するためのシート。時間を記入すれば、そのまま多言語でのお知らせとして使用することができる。

<p>メッセージ番号 3043 作成年月日: 年 月 日</p> <p>食べるものは__時__分に配ります。</p> <p>たべるものは __じ__ふんに くばります。</p> <p>食物于 __:__ 分发。</p> <p>食物於 __:__ 分發。</p> <p>음식은 __:__ 에 나누어 드립니다。</p> <p>連絡先: 住所 電話 FAX</p>	<p>メッセージ番号 3043 作成年月日: 年 月 日</p> <p>た 食べるものは__時__分に配ります。 じ ぶん くば</p> <p>Food will be distributed at __:__. .</p> <p>Os alimentos serão distribuídos às __:__ h .</p> <p>Se repartirá alimentos a las __:__. .</p> <p>Oras ng pamamahagi ng Pagkain __:__. .</p> <p>連絡先: 住所 電話 FAX</p>
---	---

出典 一般財団法人自治体国際化協会 災害時多言語情報作成ツール

②日本語教育の推進

外国人住民が日本で生活していくうえで、日本語能力を身につけることは、より充実した生活を送るために必要不可欠な要素の一つであり、積極的な学習が求められます。

これまで、外国人住民を対象とした日本語指導については、県国際交流協会や市町国際交流協会、ボランティア団体などが、日本語講座や地域日本語教室などの事業を実施しています。このような日本語学習の場は、同時に外国人住民が日本社会特有の伝統や習慣、決まりごとなどに関する知識を得る手段の一つとしても有効です。

しかし、日本語を学習する機会はまだ不足していることから、地域や職場においてさらに充実させることが求められています。加えて、高度な日本語の習得を望んでいる外国人住民がいることから、上級者向けの日本語学習の機会を設けるなど、外国人住民のニーズに沿った支援も充実させていく必要があります。

また、地域における日本語教育が適切に行われるよう、行政機関、日本語教育を行う機関、外国人などを雇用する事業主、外国人住民の支援団体などの関係者相互間の連携を強化し、「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」(文化庁)の活用も検討しながら、体制の整備に取り組むことが重要です。

③生活オリエンテーションの実施

外国人住民が地域で安心して生活を始めるためには、できるだけ早い時期に生活に必要な知識を得ることが重要です。

そのため、外国人住民向けの生活オリエンテーションを実施し、行政情報や日本社会の習慣などについて学習する機会を提供する必要があります。

(2) 生活支援のための考え方

①教育機会の確保

外国人住民アンケート結果によると、子どもの教育についての悩みで、「日本語ができない」、「日本の教育制度や学校の規則などがよくわからない」という回答が多く寄せられています。文部科学省によれば、平成19（2007）年では、日本語指導が必要な外国人児童生徒数は全国で25,411人でしたが、平成30（2018）年には40,755人と約1.6倍に増加しています。その間、外国人児童生徒は全国各地の学校に在籍するようになり、多くの学校や地域でその対応が求められるようになりました。本県においても、平成24（2012）年の66人から平成30（2018）年には143人と2倍以上に増加し、日本語の日常会話が十分にできなかつたり、また日常会話ができて、学年相当の学習言語能力が不足し、学習活動への参加に支障が生じている児童生徒がおり、その支援体制の一層の充実が求められています。

また、外国人児童生徒が社会で自立していくためには、日本語学習支援に加えて高校や大学などへの進学指導、就職支援のより積極的な取り組みが必要です。特に、早い段階で外国人児童生徒に、入試情報などを適切に伝達するなど、日本語能力が十分でない、本人やその家族の不安を解消できるようなきめ細やかな配慮が必要です。あわせて、小・中学校において、多文化共生に向けた国際理解や外国人児童生徒に対する理解を促進し、受入体制を整えることが重要です。

さらに、児童生徒だけではなく、その保護者などに対する支援も必要になります。日本語能力が十分でないことや文化的・社会的背景が異なることなどから、日本の教育制度を理解できない保護者もおり、学校と家庭との連携に困難を伴う場合も見られます。そのため、進路に関わることや保護者などに対する日本語能力向上のための学習の機会に関する情報を多言語で提供することが必要になります。

加えて、地域においても外国人児童生徒に対して、継続的に日本語や日本の文化などを学習できる場を設けるなどの取り組みが求められます。

②適正な労働環境の確保

本県においても、外国人材がますます増加する傾向にあり、賃金・労働環境の問題や社会保険未加入問題、不法就労などの問題などが顕在化しています。

外国人住民アンケート結果では、外国人住民が日本で仕事をするうえでの不満として「賃金が安い」、「日本人に比べ待遇が悪い」、「正規雇用職員になれない」という回答が多く寄せられており、外国人材の労働環境に改善の余地があることがうかがえます。

また、外国人住民のうち、「日本人の配偶者」や「定住者」の在留資格を持つ者は、日本で就労に制限がないにもかかわらず、日本語能力が十分でないこともあり、日本の雇用慣行、労働法規などの理解に乏しいことなどから、適正な雇用条件が確保されていない事例も見受けられます。

このため、外国人労働人材関係相談窓口を開設し、県内企業や外国人材からの雇用などに関する相談を受け付けており、今後も広く周知に努め、利用を促進する必要があります。

③医療・保健サービスの提供

外国人住民が安心して生活するためには、医療・保健の分野においても、言語や習慣などの違いに配慮した行政サービスの提供や、関係機関やボランティア団体などが連携した支援体制の整備が必要になります。

このため、県や県国際交流協会では、医療機関と協力しながらホームページで多言語に対応した医療機関名などの情報を提供するとともに、外国人が医療・保健施設などを利用する際の通訳ボランティア派遣などを行っています。

しかし、医療・保健部門の通訳は、一般的な生活相談などとは異なり高度な通訳能力が必要となることもあるため、ボランティアの通訳スキルの向上を図ることが求められています。

また、国民健康保険や介護保険は、外国人住民のうち一定の要件を満たす者については加入や給付申請などが可能となっていますが、制度やサービスの利用方法などが十分知られていないため、保険者である市町と県が連携しながら、多言語での周知に一層努めていく必要があります。

④子ども・子育て及び福祉サービスの提供

外国人住民が安心して出産・育児をするためには、必要な情報が得られたり、相談できる人がいることが重要になります。

外国人住民アンケート結果でも、日本での子育てのために必要だと思う情報という質問に対し、「子育てで不安なことを相談する人・ところ」という回答が最も多くなっており、多言語で情報を提供したり、外国人住民が相談できる環境を整える必要があります。

また、福祉分野についても、外国人住民がサービスを利用しやすくなるよう、情報の多言語化に努めるとともに、外国人住民のうち介護が必要な高齢者・障害者に対して、必要とされるサービスを提供できる体制の整備が課題となっています。

⑤住宅確保のための支援

外国人住民アンケート結果によると、住宅情報の入手先は、「会社のあっせん」が圧倒的に多く、「県・市町広報」、「公営住宅パンフレット」、「民間の住宅情報」は非常に少なく、外国人住民が個人で住宅を確保することの難しさがうかがえます。

外国人住民が住宅を確保しやすくなるよう、公営住宅については、募集案内などの多言語表記や、外国人住民が気軽に相談できるような窓口の対応が求められます。

また、留学生が安心して学生生活を営めるよう、留学生が住宅を確保する際に連帯保証人を確保できるようにする支援も必要になります。

⑥防犯・交通安全対策の推進

外国人住民の増加とともに、外国人住民が事故や事件の被害者となるケースが増えています。その原因の一つとして、外国人住民が日本の交通ルールや関係法令だけでなく、日本の生活環境や日本の習慣などを十分に理解していないことなどが考えられます。

このため、香川県警察（以下「県警」という）では、外国人住民が日本の交通ルールなどを理解できるよう外国人ガイドブックを多言語で作成し、県警ホームページに掲載したり、技能

実習生受入企業などからの要請を受けて、技能実習生などを対象とした防犯・交通教室などを開催していますが、今後も犯罪など被害防止のため、多言語による各種広報・啓発活動の継続的实施が重要です。

また、警察だけでなく外国人材を受け入れている企業や各種団体、外国人住民が住んでいる自治会などの積極的なサポートなども必要です。

(3) 外国人住民の防災面における支援のための考え方

災害が発生した場合や発生のおそれがある場合に、正確な情報を得ることが防災や減災を図るうえで最も重要とされていますが、外国人住民は、日本語能力が十分でない場合や、日本の生活環境に不慣れな場合、さらには災害についての知識がない場合などがあり、災害時に被災する可能性は、日本人に比べて高いと考えられています。

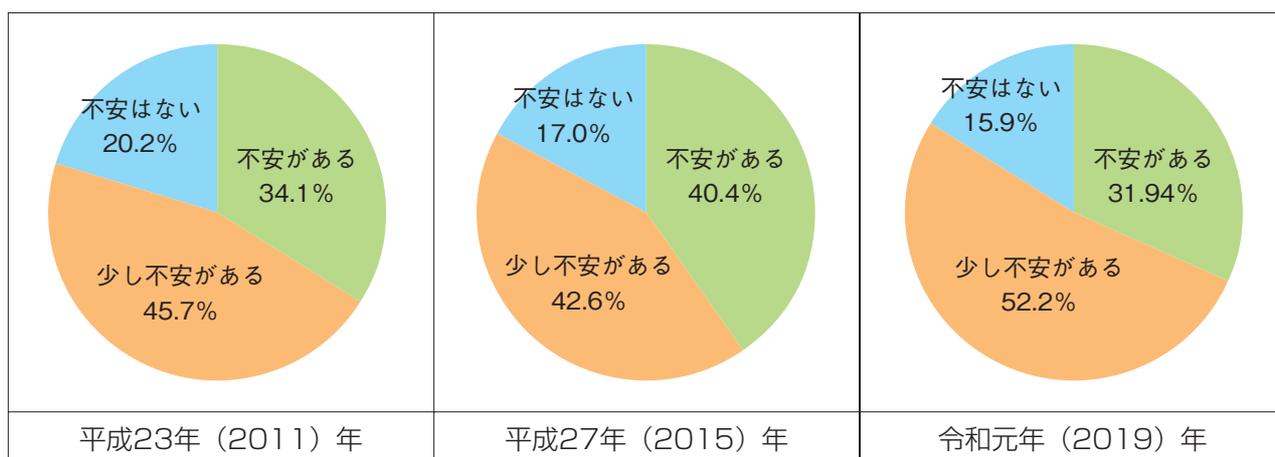
そのため、外国人住民は、高齢者、障害者、乳幼児などとともに、要配慮者として位置付けられているものの、言葉や文化、習慣の違い、災害経験や防災知識の不足などから、ほかの要配慮者とは異なる状況に置かれています。

平成23（2011）年3月に発生した東日本大震災時にも、日本語能力が十分でない外国人住民に正しい情報が伝わらず逃げ遅れる事態が発生したり、被災地や避難所などにおいて困難な状況に置かれたりするなど、災害発生時における外国人住民の支援が改めてクローズアップされました。

また、令和元（2019）年9月に実施した外国人住民アンケート調査においても、前回調査（平成27（2015）年実施）、前々回調査（平成23（2011）年実施）と比べ、災害に対して不安を抱く外国人住民が増加しているという結果が出ています。

外国人住民アンケート調査

災害などの緊急時について不安がありますか。



現在、県では、「香川県地域防災計画」の中で、平常時と災害発生時における外国人の安全確保のための対策を定めていますが、外国人住民の所在確認の方法や関係機関のネットワーク整備などについては、市町における対策を含めてまだまだ課題が多いのが現状です。

①防災知識の普及啓発

マグニチュード8～9クラスの地震の30年以内の発生確率が70～80%とされている南海トラフ地震や、大型台風などによる大規模災害への対応は、きわめて緊急を要する課題であり、今後は、県と市町が連携しながら、外国人住民に対する防災知識の普及啓発活動や多言語による情報伝達手段の整備などさまざまな対策を講じていく必要があります。

また、外国人材を受け入れている企業などは、いざという時に備えて、日頃から外国人材などへの避難訓練などを実施しておくことが大切であり、また外国人住民自身も、地域の防災訓練に積極的に参加するなど、日頃から十分に備えておくことが重要です。

さらに、外国人住民が集住している地区においては、大地震などの大規模災害時を想定し、通訳等ボランティア、地元住民や自主防災組織などが協力し、避難所に指定された場所の確認、負傷者の搬送や救護、炊き出しなどによる防災訓練などを実施することも必要です。

そして、外国人住民も含めた防災訓練はもとより、市町や関係団体の職員、ボランティアなどを対象とした災害時外国人支援ボランティア研修を実施するなど、日頃から地域住民が一体となって、災害に備えておくことが必要とされています。

また、平常時から外国人住民の所在情報を的確に把握するとともに災害発生時における連絡体制を整備することが喫緊の課題となっています。

②災害時の支援体制の整備

日本語能力が十分ではないなど、コミュニケーション上の特別な支援が必要となる外国人住民には、災害発生時において正確な情報、さらには避難指示などの重要な情報が十分に伝わらない可能性があることや、避難所での生活情報や応急対策情報の周知が難しいため、多言語での情報提供が必要です。

また、大規模災害発生時には、県と県国際交流協会が香川県災害時多言語支援センターを設置し、市町と連携して円滑な外国人支援に努める必要があります。

③感染症流行時における対応

新型コロナウイルスなどの感染症拡大の経験から、災害が発生し避難所を開設する場合には感染症対策に万全を期すことが重要になっています。

これまで防災情報として外国人住民に対して周知してきた内容に、密集などを避けた避難方法や避難所の分散などに関する情報が必要になります。

また、感染症の感染拡大に備えるため、外国人住民に対して、感染症に関する多言語による情報提供や相談対応を行う体制の整備に努める必要があります。

(4) 意識啓発と社会参画支援のための考え方

本県では、高松市や丸亀市など県下の各地域で、多くの外国人住民が生活しています。日本人住民とは異なる文化を持つ外国人住民が、地域住民と対等な関係を築きながら共生していくためには、地域の住民一人ひとりが国籍や民族などの文化的違いを認め、理解するよう努めていくことが重要です。

また、日本語能力が十分でない外国人住民が、地域社会の中で孤立することがないように、行政

や地域のボランティアなどが中心となって日本語や日本社会に関する知識の習得を支援し、自立を促すとともに、地域社会へ参画する仕組みを整備し、その能力を地域において最大限発揮できるような環境づくりも必要です。

①多文化共生の意識啓発・醸成

外国人住民が地域において自立し社会参画をしていくためには、外国人住民への働きかけだけではなく、日本人住民が、相手の文化や生活習慣などを尊重し、外国人住民を地域社会の一員として受け入れるという意識を持つことが大切です。

そのためには、地域社会への多文化共生の意識啓発・醸成が必要になり、外国人住民が日本語や日本文化などについて学ぶ機会を増やすことに加え、日本人住民が外国人住民の言語や文化に触れる交流イベントを開催するなどして、双方の理解を深めることが重要です。

また、外国人住民が直面しているさまざまな問題を地域の問題として捉え、地域全体が協働しながら具体的な対策を講じていくとともに、同様な課題を抱える地域間のネットワークを構築し、共通の課題に対し連携しながら対処していくことが必要です。

②外国人住民の社会参画支援

これまで、外国人住民は、ともすると支援される対象と捉えられがちでしたが、今後は地域社会の一員として日本人住民とともにさまざまな活動に従事し、住民が主体となる地域づくりにも大いに貢献しうる存在として捉えることが重要です。

外国人住民の地域社会への参加を促進するためには、地域のイベントや日本語講座などの情報を積極的に提供することが必要です。

また、外国人住民と地域社会とのつながりを築くため、子どもの参加しやすい行事を企画し、子どもと一緒に家族で参加した外国人住民と自治会をつなげるという観点も必要だと思われます。

そして、外国人住民の意見を地域の施策に反映させるため、地域の多文化共生施策を検討する協議会などに、外国人住民が委員として参加し、活躍できる環境を整えることが重要です。

(5) 地域活性化の推進のための考え方

①外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進

人口減少に直面する地域においては、その土地に愛着を抱きながら、コミュニティや経済活動の活性化を図ろうとする人材は、国籍を問わず貴重な存在です。

外国人住民が持つ、外国人としての視点や外国人がもたらす多様性を積極的に活用し、地域の活性化につなげていくことが重要です。

外国人住民が、主体的に外国人独自の視点を生かして、地域の魅力を情報発信したり、地域産品を活用し起業するなど、地域活性化を担ったり、地域で活躍する外国人住民との連携・協働を進めていく必要があります。

②留学生の地域における就職促進

国は、「留学生30万人計画」（平成20（2008）年7月29日）において、「日本を世界によ

り開かれた国とし、アジア、世界との間のヒト、モノ、カネ、情報の流れを拡大する「グローバル戦略」を展開する一環として、2020年を目途に留学生受入れ30万人を目指す」との目標を掲げるとともに、卒業生が日本社会に定着し活躍するために、産学官が連携した就職支援など社会全体での受入れを推進することとしています。

こうした中、海外から来日する外国人留学生数は、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に減少した局面はあったものの、長期的には増加傾向にあり、令和元（2019）年度には31.2万人、令和2年（2020）度には27.9万人となっています。本県における令和2年（2020）度の留学生数は785人となっています。（出典「香川の国際化—データブック—2020年（令和2年）版（香川県国際課）」）平成21（2009）年以降留学生は増加しており、今後もこうした傾向が続くことが見込まれます。

こうした留学生の受入増加には、国による日本留学のための手続きの簡素化、大学などの教育研究の国際競争力向上の取組み、留学生のための宿舎などの受入環境づくりといった背景があります。

外国人住民アンケート調査によると、「引き続き日本で働きたいと思いますか（留学生の方は就職したいと思いますか）」という質問に対し、36%の外国人が「香川で働きたい」と答えており、「香川県外で働きたい」の13%、「母国で働きたい」の9.7%を大きく上回っています。

このため、教育機関や県内企業との連携を図り、県内での就職を希望する留学生などに対する交流会・説明会の実施、相談支援体制の整備、インターンシップの実施、働きやすい職場環境づくりなど、さまざまな施策の充実が求められています。

③地域と技能実習生・留学生等の交流機会の提供

日本における外国人技能実習制度は、開発途上国における人材育成・経済発展に貢献することをめざして実施されているものであり、平成元（1989）年の入管法の改正によりこの制度が大きく普及し始めました。

法務省の在留外国人統計によると、本県における令和2（2020）年末現在の在留外国人数は14,174人であるのに対し、技能実習生数は5,944人となっており、約42%を占めています。これは、全国の技能実習生の割合の約13.9%を大きく上回っており、本県の特徴となっています。

こうした中、技能実習生と地域社会との交流をさらに進めるため、技能実習生と日本人住民が顔見知りになり、地域の一員として受け入れる意識を醸成することが非常に重要です。

また、留学生の存在は、教育機関の活性化にとどまらず、多文化理解の推進や地域の活性化にもつながるため、地域住民との交流機会の場を提供することが重要です。

④多文化共生のまちづくりを担う人材の育成

多文化共生のまちづくりの取組みはさまざまな地域で行われるようになってきましたが、その中には行政が主導して行われているものも見られます。行政が主導して行われた取組みでは、ややもすれば地域住民は受身になってしまいます。

多文化共生のまちづくりを継続的に実践するためには、地域社会のことに関心を持ち、多文

化共生の核となる人材を育成し、活躍できる環境を整えることが重要になります。

また、起業意欲のある外国人住民が、その発想を生かした新たな事業や、地域経済の活性化のための事業などにみずから起業して取り組もうとする際には、相談・助言を受けることができるよう相談支援体制の充実を図ることが必要です。

加えて、地域における行事や国際交流イベントに技能実習生などの外国人材が積極的に参加し、社会参画しやすくなるよう、企業に働きかけていくことも重要です。

(6) 多文化共生施策の推進体制の整備のための考え方

① 地方公共団体内部での推進体制の整備

外国人住民も、日本人住民と同様の行政サービスを受ける権利があることを県・市町の国際化施策担当部局だけでなくすべての職員が自覚し、対応していくことが最も重要です。そして、多文化共生施策担当部局が中心となって、組織横断的な連絡調整を行い、効果的かつ効率的な対策を実施していく必要があります。

市町は、環境問題や保健福祉、教育など日常のさまざまな分野で直接外国人住民に行政サービスを提供することから、多文化共生施策に関する指針や計画を策定したうえで、関係部局が組織横断的に連絡調整を行い、連携し、地域の実情に即した施策を講じていかなければなりません。

② 地域において多文化共生の推進に寄与する組織等との連携・協働

多文化共生に関わる施策は、コミュニケーション支援、教育、労働環境、医療・保健、福祉などの生活支援、防災面における支援など、多岐に渡っており、行政単独ではなく、国際交流協会、教育機関、企業、外国人受入団体などと連携・協働して取り組む必要があります。

多文化共生の推進に必要な施策の実施に当たっては、地域の多文化共生推進の取組みへの助言・指導を行う多文化共生アドバイザー、多文化共生マネージャーおよび地域国際化推進アドバイザーなどの活用を検討することも必要になります。

また、外国人材を受け入れている企業や機関、近年新たに外国人住民に関わるようになった団体なども含めて、幅広く地域における多文化共生施策の推進に必要な連携・協働体制を構築する必要があります。